

フィリピンはILO勧告を歓迎する；ILOおよび社会的パートナーと実施に協力する

<http://www.dole.gov.ph/bwc/news/printable.asp?id=N000002378>

D O L E 労働条件局ウェブサイト 2009 年 10 月 06 日掲載

【訳注】：以下の本文を読めば分るように、ここで言っているILO勧告とは結社の自由委員会の勧告ではなく今次ILO高位調査団が現地調査終了後の10月1日声明で発表した対フィリピン改善勧告を指している。

政府は、このたび終結した国際労働機関（ILO）使節団の諸勧告は、労働者および労働組合活動家のものを含む市民的自由の尊重をわが国のILO87号条約の法律面および実行面での適用を改善する努力とも沿うよう期するために、既に開始されているイニシアチブを強化するものであるからこれを歓迎すると、今日労働雇用省（D O L E）が述べた。

87号条約は結社の自由と団結権の擁護に関するものであり、1948年にILOによって採択され、フィリピンでは1953年12月29日に批准された。

ILOは、わが国の法律および実行面における87号条約の適用のギャップがどの点に見られるかを特定し、適用の改善のための専門的協力ができる領域がどこにあるかを調査するために、フィリピンに使節団を派遣した。

去る9月29日に使節団が調査を終結した後、3名のメンバーから成るこの使節団は、労働者および労働組合活動家の権利を含む人権の尊重を推進し確保するための、わが国の人権委員会の役割を支持することを目指した立法のためのイニシアチブには「鼓舞される」と認めながらも、記者会見の中で勧告を提示した。

ILOの三者構成者と協議した使節団のメンバーとは、ジュネーブのILO国際労働基準局の局長クレオパトラ・ドンビア＝ヘンリー女史と国際労働基準局の副局長カレン・カーチス女史、それに上席国際労働専門員のティム・ドマイヤー氏であった。

労働雇用省のマリアニト・D・ロック長官は、フィリピン人労働者の権利と福祉を擁護する努力に沿って勧告を実施することにより前進をはかるうえで、政府はILOおよび社会的パートナーと全面的に協力していくと述べた。使節団をフィリピンに派遣したいとしていたILOの要請を政府が受け入れたことは、わが国の87号条約の法律および実行面における適用を改善するために、政府がより一層の努力を払う意思があることを示したものであると、長官は語った。

これより先、フィリピン政府と社会的パートナーが使節団に全面的な協力と援助を差し延べたことに対してのILOの謝意が、ドンビア＝ヘンリー女史から表明があったことを、ロック長官は確認している。ドンビア＝ヘンリー女史はまた、D O L E が関係部局ならびに労働者および使用者グループとの必要な手配をしてくれたことを挙げ、使節団は「満足しかつ感銘を受けた」と言った。

使節団は、団体交渉およびその他の国際労働基準を含む87号条約の諸原則に関する研修を、警察、軍、経済特区のステークホルダー（利害関係者）、弁護士、裁判官、な

らびにD O L E、人権委員会および公共分野労働者の各代表者の参加を得て実施することを提案していた。そのうえさらに、結社の自由、労働組合権および市民的自由を確認する旨の大統領声明を發布することと、そしてまた、労働者が恐怖のない環境で自分たちの権利を行使するのを確保することを任務とする高位の三者構成による省庁間の監視機関を設置することも勧告した。使節団はまた、立法をより一層87号条約に適合したものにするために、国会にかかっている法案が早急に採択されるべく支援するよう政府を鼓舞した。

ロック長官は、I L O使節団に感謝しつつ、使節団から提案された実際的な諸措置は、労働者の権利と福祉を支持し擁護しつつ、87号条約の適用を改善し三者間の関係と協力を強化することに向けて、社会的パートナーが協力的努力を構築していくことが出来る手段を提供するものとなるであろうと述べた。

長官は87号条約に関する研修の実施というI L Oの提案を特に取り上げて、この研修は結社の自由と団体交渉の諸原則へのより大きな理解と尊重を期することに向けて参加者に力を付けるものとなるであろうと言ったドンビア＝ヘンリー女史の発言を引用した。

D O L E長官はまた、来るべき選挙のためにD O L Eも制約に直面してはいるが、労働法の特定の条項に対するD O L E勧告による改定案の立法化のための議題の提出、および問題点に対応した行政上の発布に、最善の努力を払っていくと、I L Oに請合った。加えて、D O L Eは、他の関係省庁およびステークホルダーとの協力のもとに、長期化している事件に対する実際的な措置と従来の方にとらわれない斬新な解決方法を模索することもやっていくと語った。

同時に、労働雇用省長官は、わが国の既存の三者構成による手続と仕組は労働者の権利の擁護を関ししていく三者構成による機関を設置していくのに有利であると述べながら、グロリア・マカバガル＝アロヨ大統領も結社の自由、労働組合権および市民的自由を支持するというわが国の立場を再確認するのを躊躇しないであろうと付言した。

ロック長官はまた、ある体質をもった人物たちがこれまでしてきたような、問題を解決することを助けるという約束をすることなしにただ問題を提起することに固執するのではなく、I L O使節団の勧告を実施することにむけて建設的かつ積極的に互いに手を携えて、協力的に動いていくよう、すべての社会的パートナーを促した。

ロック長官はまた、労働者の心配事を解決する民主的手続作業を行うことにむけて信頼の風土を醸成する助けになるよう、I L O使節団の勧告に気を配ることを、メディアに対しても要求した。長官は、記者会見におけるI L O使節団の団長ドンビア＝ヘンリー女史の声明こそが、メディアに対して、「労働者の心配事を解決するうえでの達成すべき事項を大見出しで強調するものにもなっているのである」と語った。